

令和6年

議会運営委員会会議録

とき 令和6年9月18日

品川区議会

令和6年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和6年9月18日(水) 午前10時30分～午前11時50分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 まつざわ和昌 副委員長 若林ひろき
副委員長 大倉たかひろ 委員 西村直子
委員 こしば新 委員 こんの孝子
委員 塚本よしひろ 委員 松永よしひろ
委員 山本やすゆき 委員 安藤たい作
委員 石田ちひろ 委員 須貝行宏

欠席委員 委員 せお麻里

その他の出席議員 議長 渡辺ゆういち 副議長 あくつ広王

委員外議員 議員 やなぎさわ聡

事務局職員 大澤区議会事務局長 横田庶務係長
黒肥地議事係長 吉田調査係長

○午前10時30分開会

○まつざわ委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりでございます。

なお、せお委員は本日欠席との連絡をいただいております。

なお、本日は10名の傍聴申請がありますので、ご案内いたします。その中で、3名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

あわせて、本日、写真・録画撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するために、各会派の意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例としましては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

では、自民からよろしく願います。

○安藤委員

撮影の問題もあるのですけれども、今、かなりの方が傍聴に見えていまして、委員長の判断で部屋を少し大きな部屋に移動してもらえないかと思うのですけれども、いかがでしょうかということで、現在、どれぐらい傍聴待機といますか、何人の方が傍聴をしに見えているかというのが分かれば、事務局からも教えていただきたいのですが。

○大澤区議会事務局長

すみません、今、確認できていないので、お待ちになっている方の人数は把握してございません。

○まつざわ委員長

今、安藤委員から、委員会室の変更を望む声をいただきましたが、今から変更すると大変な時間のロスになるために、このままこの委員会室で継続したいと思います。

○安藤委員

どれだけの方が傍聴を希望しているか、今すぐ教えていただきたいのです。そういうことを把握した上で判断しないと、私たちが、どれだけ区民の皆さんの知る権利といますか、議会への関心というのを、結果的に踏みにじってしまうことになるのか、私たちはきちんと認識すべきだと思うので、少なくともそれは情報提供していただきたい。

そして、昨日も委員長に要請していたわけですが、あしたはどうも傍聴がかなり多くなりそうです。会議室も移動してくださいということも要望しておりましたが、ぜひ、少なくとも諮ってもらいたいと思うのですけれども、このままここで続けるのか、それとも、時間のロスといたしましても、住民の皆さんの傍聴の権利を保障するというのに当たって、時間のロスとてんびんにかけたら、どう考えても私たちが会場を移動するほうが、私は議員としてやるべきことなのではないかと思うのです。いかがでしょうか。

○まつざわ委員長

お答えいたします。委員会の傍聴規則でも、人数が10名の制限というのがございます。それにのっとりまして、傍聴人数というのは、例えばこれの人数の変更であったり、そういったことをしなければいけませんので、現在の委員会傍聴規則では人数は10名とする、その中で今、運営を行っておりますので、引き続き今回もその姿勢は崩さずにやっていきたいと思っております。

○安藤委員

その姿勢を崩していただきたいのです。そして、それは委員長独断の判断なのではないでしょうか。ぜひ正副

委員長とも話し合っていたきたいですし、この委員会の意思も諮ってもらいたいですし、そして最低限、何人傍聴待機されているのかというのを今すぐ教えていただかないと、私も同意できないです。それらについてお願いしたいと思います。

○まつざわ委員長

私からお答えしますと、委員長の権限というよりも、規則であり、ルールで決まっていることであるので、その規則、ルールにのっとってやっていくというのがお答えでございます。

○安藤委員

できないルールというのは定められていないと思います。それは、委員会の判断、委員長あるいは正副の判断で、これから委員会室を変えますという判断をすればできることですから、それができませんとは、私は規則に書いていないと思いますし、それをやるべきだと私は言っているところです。

それと、局長のほうは、これは重大な問題なので、先ほど43人という声が飛びましたけれども、教えてもらえないでしょうか。これは事務局として重要な仕事なので、実際に今回の議会運営委員会に対して、どれだけの方が傍聴を申請したのになかなかなかったか、待機しているのかというのは、少なくとも名簿上では分かるわけですから、聞いてくださいということをお願いしたいと思います。

○大澤区議会事務局長

午前10時半の時点では、こちらにいる職員もみんな上に上がってきていて、受付人数は分かりませんので、委員長から指示があれば、今、職員に聞きに行かせますけれども、特になければ、把握はできていないというのが現状でございます。

○安藤委員

すみません、別に長くやるつもりはないのですが、今、委員長への投げかけもありましたので、ぜひ委員長から指示を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まつざわ委員長

今回に関しましては、安藤委員からの提案はご意見として受けたいと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「よろしくないけれども」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、前例としましては、議題に入る前に自席から撮影を許可したということがありました。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

前例のとおりでお願いします。

○塚本委員

前例を踏襲して、冒頭でお願いしたいと思います。

○山本委員

これまでと同様にお願いいたします。

○安藤委員

撮影についてはもちろん許可していただきたいし、本会議同様、質疑の邪魔にならないように、前に来るとかというのは難しいですが、自席であればもちろんオーケーだと思います。いつでも撮影は許可して構わないと思います。

○須貝委員

今まで議会運営委員会で、滞りなく粛々と会議ができたということで、私は前例どおり進めていただければと思います。

○まつざわ委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いました。「前例のとおり、議題に入る前のみ自席から撮影を可とする」という意見が多く出ましたので、議題に入る前のみ写真・録画撮影は認めるということにしたいと思っております。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、撮影の申請をされた方は、撮影してください。

[写真・録画撮影]

○まつざわ委員長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

1 令和6年第3回定例会について

(1) 議員の派遣について

○まつざわ委員長

それでは、まず初めに、予定表1、令和6年第3回定例会についての(1)議員の派遣についてを議題に供します。

それでは、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

それでは、資料No.1をご覧ください。第86回全国都市問題会議への派遣でございます。

目的は、「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～」に関する調査・研究、派遣先は……。

○まつざわ委員長

すみません、写真の撮影は、申し上げたように冒頭のみ許可しておりますので、撮影をしないようにお願いいたします。

○大澤区議会事務局長

派遣先は兵庫県姫路市、期間は10月17日から18日、派遣議員はあくつ広王副議長でございます。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。ただいまの説明に対しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○まつざわ委員長

ないようでしたら、本件につきましては、20日の本会議2日目に議決予定となります。そのため、後ほど、議事日程の中で本件に対する各会派の態度を確認させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

(2) 議事日程(1)(2)について

(3) 陳情の参考送付について

○まつざわ委員長

次に、(2)の議事日程（１）（２）について、および(3)の陳情の参考送付についてを一括して議題に供します。

それでは、本件について局長から説明願います。

○大澤区議会事務局長

それでは、まず議事日程（１）について、資料No.2をご覧ください。

第3回定例会は、9月19日午後1時開議、会期は9月19日から10月25日までの37日間でございます。一般質問は5名、順番・時間は記載のとおりです。終了は午後4時45分を見込んでおります。

続きまして、議事日程（２）について、資料No.3をご覧ください。

9月20日は午前10時開議、前日に引き続き一般質問、記載のとおり5名です。なお、昼休憩の間に委員長会の開催となります。

日程第2から第11、第76号議案から第85号議案までの10件を一括して、堀越副区長よりご説明があります。議案の内訳は、条例が4件、契約が3件、事件が3件で、付託は記載のと通りの各常任委員会となります。

日程第12、第75号議案、一般会計補正予算について、新井副区長よりご説明があり、総合審査は総務委員会、歳出審査は各常任委員会に付託となります。

続きまして、日程第13から17、各会計決算5件を一括して、会計管理者よりご説明がございます。その後、動議により決算特別委員会を設置し、審査事項を付託、委員を選任し、決算特別委員会を開催して、正副委員長互選を行った後、議長より互選結果の報告となります。正副互選の進行につきましては、後ほどご説明いたします。

日程第18、先ほどご確認いただいた議員派遣の件でございますので、後ほど採決方法の決定をお願いいたします。

日程第19、請願・陳情の付託でございます。資料No.3-2をご覧ください。

期日までに受理したものは、請願4件、陳情12件であり、付託先は記載のとおりです。

議会運営委員会への付託が想定されます陳情第38号、45号、46号につきましては、それぞれ資料No.6、7、8として添付してございます。こちらの3件は、本会議での付託後、10月24日に審査となる予定です。

なお、陳情第40号および41号につきましては、参考資料として添付してございますが、本文中に個人情報等が含まれているため、該当部分を黒塗りいたします。委員会配付分につきましては、該当部分を見え消しとしますので、ご質疑の際はご留意をお願いいたします。

資料No.3に戻りまして、日程は以上となり、終了は午後3時10分を見込んでおります。

次に、予定表(3)、陳情の参考送付につきましては、2件ございます。

資料No.9、陳情第35号、および資料No.10、陳情第36号、この2件につきましては、郵送による陳情、意見書等を求める陳情に該当しますので、それぞれ総務委員会、厚生委員会に参考送付となります。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、議事日程（２）の日程第18、議員派遣の件につきまして、各会派の態度を確認していきたいと思っております。

自民からお願いいたします。

○こしば委員

賛成です。

○塚本委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○安藤委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○まつざわ委員長

全会派賛成ということです。

それでは、維新、無所属議員の態度について、局長よりご報告願います。

○大澤区議会事務局長

維新、無所属議員は、賛成と伺っております。

○まつざわ委員長

それでは、全会派および維新、無所属議員が賛成ということでございますので、本件の取扱いにつきましては、簡易採決ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。資料No.3の日程第18の右端の欄、「簡易採決」に丸の記入をお願いいたします。

採決方法について、各会派での周知をよろしくお願いいたします。

○安藤委員

(2)の④ですけれども、少し確認してもよろしいでしょうか。

陳情第48号の付託先なのですけれども、こちらのタイトルが、「事業者へのインボイス制度の影響について品川区実態調査実施の陳情」ということで、影響について調査を求めるものだと思うのですが、こちらが総務委員会になっているのですが、総務委員会だと、制度ですとか税制全般には答えられると思うのですが、調査の必要性ですとか、あるいは区内産業の実態ですとか、そういったことをつかんでいるのは、当該の地域産業振興課等だと思いますので、総務委員会だとなかなか調査の必要性ですとか実施の有無について、答えることができる理事者がいないのではないかとと思うので、区民委員会に付託すべきだと思うのです。そういった提案をしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○須貝委員

私も一応、総務委員会に在籍しているのですが、どうしても審査をするときに、どちらかというインボイスは、一人一人の事業主に関係することなので、私も総務委員会ではなくて、産業振興課、民生費〔同日後刻に「区民委員会」と発言訂正あり〕のほうで議論するべきではないかと思えます。このたびは急に変更はできないかもしれないですが、変えられるなら変えてほしいのですが、駄目ならば次回から、その辺は転換をしていただければと思います。意見だけです。

○大澤区議会事務局長

これまでの経緯から、インボイス制度は国の制度で、区に所管がないので、所管がない場合は総務委員会で引き取るというのがこれまでの例でございますので、一応、参考までにご説明を申し上げました。

○安藤委員

須貝委員からも、変えられるなら変えてほしいという意見も出ましたし、今の局長の説明はよく分かっていなかったのですが、私は、陳情審査・請願審査をどう誠実に議会が受け止めて、どのように区民の方が出している中身に対して、充実した実りある審議にするかということに努力を払うということが大事だと思うので、局長の説明は一定、そういう説明もあるのかもしれませんが、付託先を決めるのがここ、議会運営委員会ですから、須貝委員の意見もありましたし、ここで地域産業の内容の実態をつかんでいるのは、地域産業振興課なわけです。

ですから、付託先を変えてほしい、皆さんいかがでしょうかということ、少なくとも、須貝委員の言うように、次回からはもちろん変えてほしいし、今回からも少なくとも総務委員会に、地域産業振興課長ですとか、創業・スタートアップ支援担当課長など、直接の所管の担当理事者を参加させていただきたいと思うのですが、それについては皆さん、どうお考えですか。特に総務委員長のこしば委員もいらっしゃいますので、ぜひその辺は考慮していただきたいと思っているのですが、どうでしょうか。

○まつざわ委員長

安藤委員から今、お話がありました。須貝委員からもお話がありました。この所管の変更については、ご意見として本日は伺わせていただきたいと思います。

○安藤委員

先ほどから議論を聞いていても、慣行を変えるというのにすごく慎重な状況が見受けられるのですが、それはそれで今の状態だからしょうがないのかもしれませんが、最後に言ったように、総務委員会の運営の範囲で、今回はぜひ充実した議論ができるようにしていただきたいと、この場をお借りして、総務委員長であるこしば委員にもお願いしたいと思います。

○須貝委員

言い間違えたかと思うのですが、総務委員会ではなくて区民委員会で、私は民生費と言っていたので、すみません、間違えましたので、訂正させていただきます。

○まつざわ委員長

ほかに。

以上で本件を終了します。

2 決算特別委員会について

- (1) 決算特別委員会の設置について
- (2) 正副委員長の互選について
- (3) 総括質疑および意見表明の氏名報告について
- (4) 意見表明の原稿提出（区議会だより用）について

○まつざわ委員長

次に、予定表2の決算特別委員会についての(1)から(4)までを一括議題に供します。

本件について、局長より一括して説明願います。

○大澤区議会事務局長

それでは、(1)決算特別委員会の設置について、資料No.1 1をご覧ください。決算特別委員会の設置に関する動議（案）でございます。議会運営委員が提出者となっておりますので、ご確認ください。

記書きの4、組織ですが、委員は議長と監査委員2名を除いた36名、資料No.1 2が名簿となっております。

次に、(2)の正副委員長の互選は、20日の本会議休憩中に行います。委員会条例第8条第2項により、須貝委員が臨時委員長となり、委員長を指名推薦。委員長のご挨拶後、委員長が副委員長2名を指名推薦し、副委員長のご挨拶。その後、委員長が理事を指名、各理事のご挨拶となります。

次に、(3)総括質疑および意見表明の氏名報告は、10月7日までをお願いいたします。

なお、総括質疑でございますが、開会時刻を30分繰り上げたことにより、午前中に自民・公明・未来、午後が共産・品改・維新となります。

(4)意見表明の原稿提出につきましては、10月21日までに、資料No.1 3の様式により、データでの提出をお願いいたします。後ほど各会派の幹事長に様式のデータをお送りいたします。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

1点だけ。原稿ですけれども、毎回言わせていただいているのですが、決算特別委員会最終日の総括質疑の日に意見表明をして、その日のうちに原稿を提出というのが、かなりタイトというか、かなり無理なところがありまして、いろいろ区議会だよりの編集との関係でということ、課題があるということは今までもご説明があったと思うのですが、ここは今回難しくても、ぜひ何とか改善していただきたい。その日に原稿ということではないよう、少なくとも翌日にしていただければと思います。意見にします。

○まつざわ委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ご質疑がなければ、まずは決算特別委員会の設置について、表記のメンバーを提出者として、動議を出すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ありがとうございます。

正副委員長互選につきましても、先ほどの局長の説明のとおりでございますが、本件につきましてもご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。

なお、総括質疑および意見表明の氏名報告と意見表明の原稿の提出につきましては、予定表に記載のとおりでございますので、各会派での周知のほどよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

(5) 決算特別委員会の運営について

○まつざわ委員長

次に、(5)決算特別委員会の運営についてを議題に供します。

本件は、9月6日金曜日に行われた理事候補者会において協議を行い、一部の会派を除き合意を得ることができたため、議会運営委員会に提案し協議することを、議長より申し送りを受けたものでございます。議長から申し送りを受けた内容について、最初に委員長の私から説明し、その後、確認を行いたいと思っております。

それでは、資料No.14の決算特別委員会の運営についての新旧対照表をご覧ください。

まず、(6)についてですが、関連質疑の取扱いについて、実際の運用状況に合わせ、表現を分かりやすくするため、新旧対照表のとおりに記載を変更するものでございます。

内容としましては、関連質疑はその日に質問予定のない委員が行うことができるとし、発言終了者および発言予定者の関連質疑は行っていないことから、表現を分かりやすくするため、なお書き以下を「同一会派、発言終了者または発言予定者による関連質疑は行わない」と簡潔にするという提案でございます。

こちらは、理事候補者会では、共産以外の会派が賛成とのことです。

次に、旧の(11)に記載の、会議終了予定時間の相当前に審査が終了することが予測される場合の対応については、運営上、質問者数を調整するために理事会の開催が必要となり、委員会の中で直ちに判断することが難しい点があること。また、今回から試行実施する開会時間を30分繰り上げることの趣旨を鑑み、当該規定を削除するものでございます。

こちらについては、共産と維新以外の会派が賛成とのことです。

なお、旧(11)の規定が削除となった場合、新に記載のとおり、以降の項番が繰り上げとなります。説明は以上ですが、考え方としましては、これまでの運営が大きく変わるものではなく、実態に沿うように文言整理をするものでございます。

それでは、本件につきまして、ご意見等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

私も9月6日の理事候補者会のメンバーでしたので、こちらに参加したのですが、いずれの規定も、実際の運用実態に合わせということですか、これまでの運用と変わるものではありませんとおっしゃいますが、いずれも、これまでではできた質疑の規定というのを規定上なくしてしまうという中身なので、議員の発言権を制限する改定なのです。

だから、ここでルールをこのように変えてしまうと、実態がないからいいでしょうとは思わないと思うのです。将来、未来というか、次の決算特別委員会からでも、そういうことがあるかもしれないわけですし、将来にわたって決算・予算特別委員会には、我々が引退した後に入ってくる議員もいるでしょう。そういうときに、未来にわたって発言する機会を奪ってしまうことにつながってくるわけです。

なので、非常に重大な中身だと思っておりますが、理事候補者会という中で、何のための理事候補者会なのかと思うのですけれども、1つ目の改定については共産党が、2つ目の改定については維新と共産党ということで反対意見が出たにもかかわらず、こういったことを議会運営委員会で議論するというのは、私は提案すること自体をやめてほしいと言ったのですが、今こうして議題になってしまっているということだと思えます。

自らの発言を制限するルールを、熟議もなく、そして必要性もなく、全議員に関わる内容であるのに、全議員に諮ることもせず、しかも反対意見を押し切って、議会運営委員会で決定していいのかというと、私は絶対よくないと。議会運営委員会がそういう場であってはならないと思います。共産党としては、改めてここでもこの中身にも反対させていただきますし、本日この議会運営委員会で決定するということならば、それにも強く反対したいと思います。

少なくとも皆さんにも聞きたいし、委員長にも、議長にも聞きたいのですけれども、全議員に諮る場というのは少なくともつukらないと、これは改定できないのではないのですかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松永委員

私たちの会派を代表して、4番の款別審査の質疑等について述べさせていただきます。

まず、(6)のところについてですが、今までも関連質疑はできており、また、質問のない委員以外の方は全体時間を考慮するという方針が考えられるということで、質問のない委員からのみ関連質疑が行われるということが、現在の状況であると考えております。また、再度関連質疑をすることは難しいと考えます。

こうしたことから、運用や実態と合っていないため、実態に合わせた運用にしていく必要があると考えております。

一方、委員の発言時間を制限することは慎重に行う必要がある、また、これまで認められた権利をわざわざ削除する必要はないなど、長時間にわたり様々な議論がされました。そうした中で、(6)については、削除するという結論に至りました。

次に、(11)についてですが、発言予定者または発言終了者については、事前通告をしているため、決められた時間内で発言ができること、そして、時間の設定も10分から20分と選択をして、氏名通告も前日にできており、当日急遽欠席となることはあるものの、相当に当たるほど欠席委員が出たことは今までもないという意見もありました。

一方で、働き方改革の観点で委員の発言時間を決めることについては添い難いという意見も、また様々出ておまして、結論といたしましては、こちらについても削除するという結論に至りました。

我が会派として、今後は、文言の削除に当たり、議会のICT化推進の視点も入れて、例えば感染症と診断され、元気であるにもかかわらず欠席せざるを得ない状況等で、出席をできるようにすることで、予定時間前に終わることもより起こりにくくなることも考えられるため、予算特別委員会とか決算特別委員会のオンライン出席を検討していくことも考えていく必要があるのではないかとすることを、最後に意見として述べさせていただきます。

6番と11番については、すみません、削除ではなく、全部提案に賛成ということで、以上になります。

○まつざわ委員長

ほかによろしいですか。ご意見はないですか。

○須貝委員

すみません、再度お聞きして恐縮なのですが、従来、今まで我々が長年やってきたことに対して、特に大幅な変更とか、ここが変わってしまったということがあるのですか。それとも、そうではなくて、今まで曖昧にしていたことを、長年慣例で我々がずっと議会として、決算特別委員会、予算特別委員会を皆さんで議論してきたわけですが、そのまま何も変わらなくて、従来どおりやってきたものを、より

皆さんに分かりやすいように、また誤解のないように明文化したという解釈でよろしいのでしょうか。教えてください。

○大澤区議会事務局長

実態として、変更点はございません。

○まつざわ委員長

ほかにご意見はよろしいでしょうか。

ただいま、共産党から現行のままという意見と、未来、そして須貝委員からは、新旧対照表のとおり変更するというご意見をいただきました。ほかの方からはなかったのですが、それを鑑みますと、新旧対照表のとおり変更するという意見のほうが多かったと考えております。

それを踏まえまして、決算特別委員会の運営につきましては、新旧対照表のとおり変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○安藤委員

全然、賛成が多数になっていないのですが、ということがまず一つ。未来は賛成と言いましたが、私は反対しました。須貝委員は質問しただけです。

もう一つ、決を取ってはいけませんと私は言ったつもりなのですが、須貝委員が質問したこととか、私が質問したことに対してもお答えがないので、何の質疑もないまま決められるわけがないではないですかということで、先ほど私が質問した、少なくとも全議員に関わる話ですから、全議員に諮る場をつくるべきではないですかということに対しては、皆さんどう思っているのか、議長、委員長、皆さん、どう思っているのか聞かせていただきたいと思います。

○まつざわ委員長

それでは、安藤委員の話も踏まえまして、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。

自民党から。

○こしば委員

こちらの提案に関しては、賛成いたします。

○まつざわ委員長

全議員に説明するのは。

○こしば委員

共産党から提案のあった全議員への説明の場をつくるべきではないかというのは、まず、本来、議会運営委員会の趣旨というのは、議会の進行・運営を委員で議論して決定・判断するものでありますので、その趣旨に沿ったものであるべきだと思いますので、先ほど安藤委員からいただいた案については、反対いたします。

○塚本委員

現状の実態に影響のない文言整理という形で我々としては受け止めておりますので、この改正内容でよろしいのではないかとということで、賛成ということです。

全議員への説明ということですがけれども、こういう実態に合わせて、本来と合っていないような趣旨の変更みたいなことは、これまでも議会運営委員会でやってきたところがあると思うので、議会運営委員会の決定でよろしいのではないかと思います。

○山本委員

未来としても、まずこの修正に関して賛成いたします。理由や検討経緯は、先ほど松永委員が説明し

たとおりでございます。

全議員で議論するかどうかについては、先ほどこしば委員、塚本委員からも説明がありましたことと同じ考えでございます。

○須貝委員

私も先ほど委員長にお聞きしましたが、今まで我々が長年やってきたことを踏襲して、文言整理という意味合いではないかと自分は捉えています。それを長年曖昧にしてきた、皆さんにお任せしてきたということで、明確に明文化していなかったことが、かえって今後、誤解を招くような決算特別委員会、また予算特別委員会では困ります。私はそういう意味合いでは、このようにはっきり明文化して、それぞれの特別委員会が円滑に進むようにしていくということは大切ではないかと思えます。

したがって、賛成で、そして、全議員への提案ということですが、これは決算特別委員会、予算特別委員会にそれぞれ理事会がありますので、そこで文言整理、またはきちんと明文化して、より分かりやすい運営方法を提示しているわけですから、それに対して反対するものではありません。

○まつざわ委員長

それぞれ皆さん、ご意見ありがとうございました。

ただいまの意見も改めまして踏まえさせていただきますと、新旧対照表のとおり変更するという意見が多数ございました。

それでは、決算特別委員会の運営につきまして、新旧対照表のとおり変更したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ありがとうございました。それでは、さよう決定いたします。

この決定に伴い、申し合わせ確認事項の該当箇所の記載も併せて変更させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

3 令和6年第4回定例会について

- (1) 日程について
- (2) 一般質問の順序について
- (3) 質問者の氏名報告について

○まつざわ委員長

次に、予定表3の令和6年第4回定例会についてを議題に供します。

(1)の日程についてから(3)の質問者の氏名報告についてまでの3件を、一括して局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

まず、(1)日程につきまして、資料No.15をご覧ください。

第4回定例会は会期を15日間とし、本会議の日程は11月21日1時、22日10時、最終日が12月5日1時でございます。常任委員会は11月25日・26日の10時、議会運営委員会は11月20日・12月4日の10時半です。行財政改革特別委員会は11月27日、災害・環境対策特別委員会は11月28日、いずれも10時でございます。

(2)一般質問の順序については、予定表に記載のとおりです。

(3)質問者の氏名報告は、10月8日午後5時までをお願いいたします。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。本件について、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、第4回定例会の一般質問者の氏名につきましては、10月8日火曜日までに事務局へご報告願います。

以上で本件を終了いたします。

4 新庁舎整備実施設計における議会機能に関する意見について

○まつざわ委員長

次に、予定表4の新庁舎整備実施設計における議会機能に関する意見についてを議題に供します。

お手元の資料No.16は、前回ご案内したとおり、議会フロアおよび議場内の内装仕上げ等について、議会改革推進会議において、議会機能に関する意見を新庁舎整備実施設計に反映すべく協議が行われ、9月12日の同推進会議におきまして決定されたものでございます。本日の議会運営委員会です承されれば、こちらを、議長名をもって区長に提出することとなります。

内容については資料のとおりでございますが、議会改革推進会議の座長を私が務めておりますので、若干補足説明をさせていただきます。

本件は、同推進会議において、各会派から出た意見を協議・検討し、資料に記載のとおり、1の「床仕上げについて」から3の「その他」まで、大きく3つの項目に分けて議会の意見として取りまとめたものでございます。

補足説明は以上となりますが、本件につきましては、資料No.16のとおり提出することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。

本意見書の内容等について、各会派でのご周知をよろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

5 その他

(1) ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会監事の推薦について

○まつざわ委員長

次に、予定表5のその他を議題に供します。

初めに、(1)ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会監事の推薦についてを議題に供します。

本件につきまして、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No.17をご覧ください。

前回の議会運営委員会におきまして、議長よりご案内がございましたが、議員選出監事の推薦につきまして、8月29日付で、区長部局企画経営部企画課より依頼があったものでございます。推薦人数は1名、任期は令和6年10月1日から令和8年3月31日までとなっております。選出につきまして、

ご確認をお願いいたします。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

局長より説明のあったとおり、本件について、議会より1名の推薦を依頼されております。

それでは、選出方法について決定したいと思います。

選出の方法は、1名の選出のため、通例ですと会派順での選出となりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ありがとうございます。

それでは、会派順で自民から選出することといたします。

自民におかれましては、議長まで氏名報告をお願いいたします。

○須貝委員

すみません、意見だけ言わせていただきます。

今回、品川区長から依頼があって、議員選出監事という推薦依頼があったわけですが、本来は、できれば一般区民が入って行って、そこで議論する、いろいろ検討しながら進めていくというのが、私は形としていいのではないかと思います。

そしてまた、ここに入ることによって、監事となることによって、そこで手当が出るわけですが、議員で入っていくならば、議員は手当をもらわないという仕組みづくりも、私は大切なことではないかと思えます。

意見だけ言わせていただきます。

○まつざわ委員長

ありがとうございます。

ほかに。

それでは、以上で本件を終了いたします。

-
- (2) 常任委員会の行政視察について
 - (3) 特別区議会議員講演会（令和6年度第2回）について
 - (4) 政務活動費について
 - (5) 区議会だよりについて
 - (6) CATVの放送について
 - (7) その他

○まつざわ委員長

次に、(2)常任委員会の行政視察についてから(7)その他までの6件を一括して議題に供します。

局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

(2)常任委員会の行政視察について、資料No.18をご覧ください。

本年度の各常任委員会の行政視察の日程が、8月26日の各常任委員会で決定されました。それぞれの日程、視察先、調査項目は、記載のとおりでございます。

(3)特別区議会議員講演会につきまして、資料No.19をご覧ください。

清原慶子氏による「自治体における『子どもや若者に関する取組』の推進について」の講演が、11月5日の午後2時から開催されます。後ほど申込書を配付いたしますので、各会派でお取りまとめいただき、9月25日までに事務局へご提出をお願いいたします。

(4)政務活動費につきましては、予定表に記載のとおり、第2期分の収支報告書の提出期限を10月30日とさせていただきます。行政視察もごございますので、早めの準備をお願いしたいと存じます。また、第3期分の請求書の提出期限は20日、交付日は10月9日を予定してございます。

(5)区議会だよりについてです。

新年号に掲載する顔写真を差し替える場合、また、住所の表記を変更する場合は、11月5日までに調査係にお知らせください。なお、住所につきまして、特にお申出のない方は、区議会ホームページに掲載されている住所を区議会だよりにも掲載いたします。

(6)CATVの放送について、資料No.20をご覧ください。

決算特別委員会総括質疑の放送は、1回目が10月25日、再放送が27日となっております。

最後に2点、ご案内です。

1点目は、全国市議会議員医療保険制度の新規加入手続きのパンフレットが届いておりますので、後ほど配付いたします。ご加入される場合は、直接お申込みいただくこととなっております。

2点目、来年度分の議員手帳について、必要数を各会派でお取りまとめの上、9月20日までに庶務係へお知らせください。期限が迫っておりますので、確認のため、再度のご案内でございます。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。ご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、次に、前回の議会運営委員会で自民より提案のあった件でございます。

前回の自民の提案を受けまして、共産、維新、無所属の西本議員、やなぎさわ議員から申入書の提出がございましたので、本日机上に配付させていただいております。

それでは、この件について自民から発言を求められておりますので、ご発言願います。

○こしば委員

一般の8月29日に私どもが提案をいたしました議会改革に関する提案の件で、私から提案の修正をさせていただきたいと思っております。といいますのも、この間、私どもが提案をしてきたものが、インターネット、特にSNSを中心に大きな誤解をされてしまい、それが今なお拡散されている状況でございます。

私どもが先般提案をしました時間の制限のところでございますが、これはあくまで時間制限の例え、例を示したものでございましたが、それがあたかも提案そのものと誤解をされてしまい、独り歩きをしております。会派ではこういった誤解を受けることがないように、丁寧な説明をほかの会派、また議員の方々にしていきたいと思いますという議論になりまして、これを一定のルールと変更する、修正する判断をしました。

また、それ以外に、「批判」という言葉がございました。この「批判」につきましても、本来は誹謗中傷を意味する意味合いを持っておりましたが、これもなかなか本意が伝わらず、先ほどの時間制限のところと同様に、SNSを中心に拡散されてしまった、言葉が独り歩きをしてしまったことがございました。そういったこともあり、今回、「批判」という言葉を改め、「誹謗中傷」に修正したいと考えま

す。

最後に、件名および文書表の公開の取扱いでございますが、こちらは対象を区の職員のみと書いておりましたが、区職員だけではなく、区の職員を包含した表現として、全ての区民に修正をさせていただきたいと考えます。

○まつざわ委員長

発言が終わりました。

ただいま自民のこしば委員から、前回の提案に関連して発言がございました。本日のところは、ただいまのご発言および提出された4枚の申入書を踏まえまして、各会派に持ち帰っていただき、次回以降の議会運営委員会で取り扱いたいと思っております。

それでは、そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

○安藤委員

持ち帰って協議するにしても、提案の中身が分からないというところがあって、幾つかこの場でもお伺いしたいのですが、こしば委員がおっしゃった、2分を一定のルールに修正というのは、ペーパーがないと何とも言えないのですけれども、具体的にどこを一定のルールと修正していくのかというのを伺いたいのと、現状の課題として、前回も伺わせていただいたのですが、討論本来の趣旨から逸脱するというのを課題だとおっしゃっているのですけれども、自民党が提案した、討論の本来の趣旨というのは具体的にどういうことを指しているのかというのをある程度聞かないと、何が逸脱しているかどうか分からないという、そちらも2点目としてお伺いしたいと思います。

あと、私たちの認識としては、要請書も議長と議運委員長に出させていただきましたけれども、いろいろ書いていますが、そもそも今回、立法事実があるのかなというか、問題視しているところが何なのか分からないのです。自民党が問題視していることは何なのか。そういう問題を私たちは感じていないので、問題がないところを修正する必要もないという、先ほどの議論もそうなのですけれども。

ということで、誰のどの討論のどの部分が逸脱、課題、問題と感じているのか、具体的にもう少し問題意識を伺わせていただかないと、協議しようがないというのがあります。お願いします。

○こしば委員

私が言いました一定のルールというのは、前回29日に提案をさせていただいた時間制限のところ、例えばのところ、2分という表現も入っているかと思えます。それがあたかも、2分というものが独り歩きしてしまって、自民党は2分の制限をかけようとしているとSNSで拡散されてしまったというのがありました。我々の本意では、決して2分というのにこだわったものではなく、あくまでも例示としてお示しさせていただいたものでございます。

このルールというのは、これから丁寧な説明を含めて、また、ご意見をこれから伺わなければならないのではないかと話も会派でもありましたので、細かなルールの具体的な提示については、ここでするのは難しいものでございます。

先ほども話しました本来の趣旨というのを、改めて今後の丁寧な説明の機会にさせていただければと思っております。

○まつざわ委員長

討論の本来の趣旨という。

○こしば委員

本来の趣旨は今言いました、これから時間をかけて、これは先ほど私も修正理由の中で、各会派、ま

た議員の方々に説明を行う。そこではこれらの意見も出てくると思います。そういった中での説明をしていきたいと思います。

○安藤委員

提案されている内容をこちらも一定理解しないと、何を協議しているのかが分からないということで、聞いているのですが、自民党からの具体的な提案が、私たちは現行で何の問題も持っていないという認識なのです。なので、別に誹謗中傷も起こっていないし、新たに時間制限をする必然性も起こっていないという認識なので、私たちは、今のルールを変えてほしいという提案はしません。

でも、提案されたのは自民党です。なので、提案内容がはっきりしないと、それについて私たちが協議しようと委員長はおっしゃいますけれども、できないのです。なので、こちらの案というのは一旦、いろいろ誤解もあるようですし、白紙撤回していただいて、その上で改めて提案していただくというのが、私は現実的なのではないかと思うのですけれども、そのように仕切っていただけると助かるのですが、提案したのが自民党で、自民党の考えも含めて、何を問題視されているのか、はっきり分からないのです。ということで、聞いているのです。

一旦取り下げていただくほうがよろしいのではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

○西村委員

今おっしゃっていただいたような意見も踏まえて、これからルールをどうしていくのかということ、各党派、今日ここに参加できない議員の方がいることも理解していますから、そういった皆さんに丁寧に説明を重ねていきたい、次の議会運営委員会に向けて皆さんと会話をさせていただきたい、説明をさせていただきたいと申し上げております。

○石田（ち）委員

そうすると、今ここで提案の説明はできないということですか。いろいろ修正はしていただいたのですけれども、その修正がある中で、私たち共産党は、討論本来の趣旨から逸脱するというのがどういうものなのか、安藤委員も言いましたけれども、私たちは誹謗中傷もあったと思っていませんし、一定の時間制限を設ける必要もないと思っているのです。なのに、それを変えていかななくてはいけないというのであれば、なぜなのですかという説明をいただきたいと思っているのですけれども、今日、この場では説明できないということでしょうか。

○西村委員

今回、私どもから出させていただいた前回の案から、修正案を出させていただきました。今おっしゃった誹謗中傷というところも、修正をさせていただいています。ですので、改めて文言の修正をさせていただいたところから、改めて皆さん、各個人、党派の方々にご説明に上がらせていただきたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

○須貝委員

前回、議会運営委員会でそういう話合いがあったので、我が品川改革連合でも、この提案に対して党派で話合いをさせていただきました。

まず、今回、討論ということならば、賛成があれば、反対の意見もあつてしかるべきではないか、その辺も取り入れていくべきではないかと、党派でそのような意見がありました。

それから、議員の発言権に関わるということもありますので、議員全員が意見を聴く場、討論時間も含めて、そういう場をつくって、少しずつ慎重に進めていくべきではないかと私は思います。

今回、自民党が投げかけた案に対しても、何もルールがないところで今日まで進んできてしまった。

そこで様々な変化が、討論に対しても起きてきた。それに対して何とかいい形を取ろうということで、こういうご意見を出されたと思いますので、せっかくそういうご意見が出たのですから、慎重に皆さんの意見を聴いて進めるべきではないかというのが我々の会派の意見です。

○西村委員

まさに今言っていたように、様々な区民の方々の声を議会で議論して、各会派が公平に発言できるようにするために、発言についてはルールがあり、等しく分配されていると思っています。討論、再質問に関しても、同じように今、一般質問、代表質問、委員会質問は、ルールがある中でやっていると理解しています。ですので、改めてそういった討論、再質問に関しても、皆さんと議論をさせていただける機会にできないのだろうかというご提案でございます。

もちろん、討論をめぐるルールに関しては、皆さんの意見をお伺いしたいですし、聞かないということも、強引に進めるということも、もちろん決してたくありませんので、皆さんに案の説明をさせていただく機会をつくらせていただきたいということを申し上げております。少数会派の方ですとか、無所属の皆様にも説明をさせていただきたいと思っていますので、どのような形でというのは、まだ現状申し上げられませんが、そのようにご理解いただければと思います。

○山本委員

自民党・無所属の会からご発言がありまして、修正案が出されて、今後また文言をご提案されるということで理解いたしました。先般提出いただきました議会改革におけるこの提案について、我が会派でも協議をいたしましたので、当会派の意見を申し上げます。

まず、討論というものはどういうものかということについて、皆様ご存じであると思いますが、改めてこの場にて確認をしたいので、説明をさせていただきます。我々品川区議会議員が所持している議員必携から引用いたします。少々長くなりますが、正しく説明するためにご了承ください。

討論とは、現に議案になっている事件に対して、自己の賛成または反対の意見を表明することである。その目的は、自己の意見に反対する者、および賛否の意思を決めていない者を、自己の意見に賛同させることにある。したがって、簡単な賛成・反対の意思表示は討論とは言えないわけで、賛成または反対についての意見を明確に述べながら、賛否の議論をすべきものである。なお、討論する場合は、冒頭に賛成または反対を明らかにし、続いてその理由を明確に述べるのが望ましいと記載されています。

この記載のとおり、あくまで議会で表決権のある議員に対して呼びかけるものであり、その発言内容については、事件、つまりは条例案と請願・陳情等に対する賛成か反対かの自己の意見と、その根拠となる理由を説明するためのものです。

このように定められている討論において、最近の区議会では、本来あるべき議員に呼びかけるものではなく、テレビ中継やインターネット中継を通じて区民の皆様への呼びかけ、議員自身の区民の皆様への宣伝と思われる事例であったり、他会派の運営に干渉する事例、他議員の採択を批判する事例、また、賛成・反対とは関係がない議員自身の意見表明をする事例などがありました。

区民の皆様には主張を伝えるという点については、私たちの考えを正確に伝えるため、少し補足したいと思います。

議会で表決権を持つ議員へ自己の意見を訴える中で、それがインターネット中継などで伝わり、結果として区民の皆様が知ることになり、認知が進むことは歓迎することです。しかし、区民の皆様には宣伝することを目的として行うべきではないと考えております。他会派に対する干渉や、他議員への批判は、議会の品位を損なうと考えます。

区議会は国会と異なり、40名しかいません。我々区議会議員は区政をよくするため、それぞれの主義主張は違っても、様々な機会において一緒に力を合わせる必要があります。相手の心情を考えずに議会の場で批判をする事態には、大変憂慮しております。討論の機会を使って、本来の趣旨を逸脱して発言している事例が複数ある状況は、残念でしかありません。

議会における基本的な考えを守れないのが、意図的なのかどうかは分かりません。しかしながら、経験豊富な議員の方々におかれましても、これまでの品川区議会においてはそのことが明示されていなくても、これまでは守られてきたということですが、それが最近では守られなくなっている、逸脱してしまっているという状況です。今、問題提起をしておかないと、今後も続く可能性があります。

このような討論が黙認、容認されれば、討論の場で、例えば議員が区民の皆様呼びかけ、区民の皆様への宣伝を目的に、続々と討論を実施することが可能になってしまいます。そのような目的のために、10人、20人が複数の議案で討論することになると、区議会の運営に大きな影響を与える事態にもなるかなと考えます。

このような事態においては、正しい討論の在り方に戻すため、ルールを定めて、今後は起きないように手だてを講じる必要があるのではないかと考えになりました。これは議員に対する制限ではなく、もともとあるべき討論から逸脱してしまっている状態に戻すためのものであると考えます。

本来、我が会派としては、ルールを設けることについては消極的な姿勢でありまして、また、一部、強い反対の意見があるところであります。しかし、大変遺憾ではありますが、現状を考えますと、これまではルールがなくても守られていたものに対して、ルールを明文化することで、正しい運用にしていくなることが必要であるのではないかと考えます。

一方で、自民党・無所属の会の皆様が当初ご提案されていた1と2の部分、時間や対象者に関することについては、議員の発言に対する権利についての制限に通じることになると考えており、今後、修正案をいただくということですので、改めてそれに沿って協議をしてみたいと考えております。

○まつざわ委員長

ただいま、自民党からの修正案に対しまして、意見、質問などが行われました。

繰り返しになりますが、4名の方より申入書の提出がございました。そして自民党・無所属の会から、提案の修正というものを複数にわたりいただきました。また自民党・無所属の会からは、各議員への丁寧な説明をしていくという発言もありました。

繰り返しになりますが、それを踏まえまして、今回はこの課題に対しまして、議論を行うことをせず、それを含めて各会派で持ち帰っていただきまして、次回以降の議会運営委員会で取り扱いたいと思っております。

それでは、そのほかにその他で。

○安藤委員

まず、各会派の皆さんから、私たちが文書を出したものだから、読んでもいないのですが、出したとおり、時間の都合上、読んでいただきたいと思うのですが、公明党の協議の状況というのがもしあれば、お伺いしたいというのがあるのと、それと今後の進め方ですけれども、要請書で私たちは述べさせていただいたのですが、そもそもこれは議会運営委員会で決定することでもいいのだろうかということで、これは全議員の発言の権利に関わることで、山本委員からも説明がありましたが、私は非常に難しい問題をはらんでいると思うのです。何をもって誹謗、何をもって禁止するのか、大変難しい問題だと思います。

無所属の方というのは、予決算特別委員会の総括質疑もできない、特別委員会には参加していないなど、ただでさえ発言の機会に制限などもある中で、かなり討論というのも重要な発言の機会になるのではないかと推測するわけですが、そうした無所属議員の方も含めた全員協議会も含めて、これは話し合うべき重大案件ではないかと思うのです。

なので、進め方については、そういったことをしたらいかがでしょうかということをご提案したいし、皆さんの意見はどうなのかと思います。どうでしょうか。もしよければ、公明党に、協議の状況など、もしあれば伺いたいです。

○塚本委員

前回、自民党からのご提案もあって、会派での協議ということですが、今回、今の議会運営委員会の中で、改めて文言修正等があり、また、持ち帰って協議をしましょうという委員長のご発言もあったので、それに沿ってしっかり考えて、提案としては真摯に受け止めてまいりたいと思います。

○安藤委員

進め方については、私も意見を言わせていただきました。

具体的に確認したいのですが、自民党が前回委員長の許可をいただいた上で、文書を提案していただきましたけれども、それに今回、口頭で修正があったのですが、その修正の提案の文書を改めてこちらに配付されるということで、それに基づいてということでもいいのか、そこを確認させてもらいたいです。

○こしば委員

先ほど口頭でお伝えしたのは、今後の他会派の議員への説明もごさいます。しっかり会派のほうでもさらに議論を深めていって、形にもして、今はまだ口頭でございますので、形に起こして、お出しできればと思います。今の段階ではまだ、あくまでも口頭ベースで。

○まつざわ委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにその他でございますでしょうか。

○やなぎさわ議員

委員外議員として発言の許可を求めます。お願いします。

○まつざわ委員長

やなぎさわ議員、何の何について発言をしたいのか、それをまず教えていただきたいと思います。

○やなぎさわ議員

先ほど話し合われていた、前回、自民党・無所属の会から提出された議会改革に関する提案について、発言を求めます。

○まつざわ委員長

提案についての扱いというか、質問は受けませんが、先ほどの繰り返しになりますが、今回は質疑というものは行わずに、例えば自民党の修正案に対して、こういうところが分からないからという質問はお受けしますが、質疑は今回、申入書も出て、修正案も多々あるので、行わないというのは繰り返し発言させていただいております。そして、議会運営委員会メンバーも、それを踏まえた上での議論が今ございましたので、それに当てはまる質問でしょうか。その確認だけさせていただきます。

○やなぎさわ議員

はい。

○まつざわ委員長

質問ということでよろしいですね。

ただいま、やなぎさわ議員から、自民党の修正案に対する質問について、委員外議員としての発言の申出がございました。このほかに委員外議員の発言を希望される方がいらっしゃいましたら、挙手の上、発言したい項目についてご提示いただきたいと思いますと思っております。

委員外議員の発言は、会議規則第109条第2項により、委員会でその許否を決めることになっております。内容はただいま確認いたしましたので、発言の許否につきまして、各会派からご意見を伺った上で決定したいと思います。

まず、やなぎさわ議員以外で発言を希望される方はいらっしゃいますか。

それでは、やなぎさわ議員の発言の許否について、各会派のご意見を伺いたいと思います。

それでは、自民党からよろしく願いいたします。

○西村委員

持ち帰って協議をというお話がありました。また、質問に対してはお受けして、委員長がおっしゃったように協議は次回でということでしょうか。

○塚本委員

発言ということであるので、伺ってもいいかなと思います。

○山本委員

発言をいただいて結構かと考えています。

○安藤委員

ぜひ発言を伺って結構だと思います。

○須貝委員

私も、発言していただいてもいいと思います。

○まつざわ委員長

ただいま各会派のご意見をお伺いしたところ、発言を許可するとの意見が多数ありましたので、やなぎさわ議員の発言を認めます。

それでは、まず、やなぎさわ議員からご発言願います。

○やなぎさわ議員

確認です。今回、話し合われたものを持ち帰って、今、各会派で出た質疑、意見といたしますか、表明があるかと思えます。それに関しても質問していいですか。

○まつざわ委員長

違います。それに対してではなく、あくまでも、議会運営委員会の中での、修正案に対してです。

○やなぎさわ議員

今、出された修正案に対して。

○まつざわ委員長

説明が不足していて、例えばやなぎさわ議員が自分で提案書を見て考えますという部分に関して、自民党の説明が分からないという部分があるのでしたら、お話を聞かせてくださいということです。

○やなぎさわ議員

では、発言させていただきます。

西村委員がご発言された、少数会派にも丁寧に説明をしていくというところについての質問なのです。

が、それはよろしいですか。

○まつざわ委員長

はい。

○やなぎさわ議員

少数会派についての丁寧な説明というのは、全員協議会のことを意味しているのか、そういった少数会派への配慮ということもありましたので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○西村委員

そういう意味で申し上げたのではないのですが、先ほどのどのような形でというのは、今、この場では申し上げられませんがとお伝えしたのですけれども、ここに参加ができない議員の方もいらっしゃるの理解しておりますので、皆様にご説明をさせていただきたいとお伝えさせていただきました。

○まつざわ委員長

それでは、そのほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は、10月24日木曜日午前10時半からを予定しております。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時50分閉会